

ごみ収集作業中にサングラスを着用する場合があります

～健康被害防止と安全確保のため、ご理解をお願いします～

ごみやし尿収集など清掃職場で働く職員（環境整備員）は、強い日差しの中で長時間にわたる業務を行うことがあります。このため、近年増加する紫外線量からの健康被害防止や、運転中の眩しさを防いで安全を確保することを目的に、職員のサングラス着用基準を新たに定め、安全衛生体制の強化を図ることとしたので、お知らせします。

作業中の職員がサングラスを着用することがありますが、健康と安全のため、皆様のご理解をお願いします。

1 サングラスを着用することができる条件

- ・車両を運転する場合（同乗者も含む）
- ・収集作業など屋外における業務を行う場合（人と話す時や屋内業務では外す）

※サングラスは派手なものや奇抜な形状・色調でないものとし、レンズの色は極力薄く、相手から眼が透けて見えるものとします。

2 運用開始日

令和7年4月1日（火）

※サングラス着用のほか、令和5年度から熱中症予防対策として、収集を行う職員に保冷剤入りの冷却ベストを貸与し、清掃職場の安全衛生体制の向上に取り組んでいます。



問合せ先

廃棄物政策課

電話 042-769-8336